

（はじめに）

公立大学法人大阪府立大学は、平成17年4月の地方独立行政法人化以降、府立三大学統合や府立工業高等専門学校法人運営化、学域制への移行などの様々な改革を進めつつ、教育研究等の取組を着実に実施し、多くの成果を社会に還元してきた。

平成29年4月から始まる第3期中期目標期間においては、これまで培ってきた強みを活かしつつ、改革の継続・発展を基本として、企業や他大学等との多様な連携強化による取組の創造と改善を進めることとし、本法人の第3期中期計画を次のとおり掲げ、活動成果の還元をもって社会に貢献する。

なお、取組にあたっては、「社会で活躍する応用力・実践力を備えた高度人材の育成」、「大阪からのイノベーションに繋がる研究の推進」、「グローバル展開に向けた環境の整備」の3つを重点的な目標として位置づけ、大阪府立大学（以下、「府大」という。）及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下、「府大高専」という。）のさらなる機能強化を図る。

教育においては、入学者選抜の改革や教育プログラム等の充実、教育の質保証のための体制整備等を進める。府大では、急速に変化する社会に対応した幅広い教養と高い専門性を備え、地域社会及び国際社会で活躍できる人材を、府大高専では、ものづくりの場でのリーダー的資質を備えた実践的技術者の養成を図る。

研究においては、分野横断的な研究体制や企業や他大学等との連携体制をより強化させ、研究水準の向上を図る。府大では、先端的な研究や異分野融合による研究を推進するとともに、社会的ニーズに対応した研究を推進し、「高度研究型大学」として現代社会の様々な課題の解決やイノベーションの創出に資する。府大高専では、ものづくり産業の発展に資する研究を推進する。

これらの活動におけるグローバルな展開に向けた環境整備に取り組むとともに、取組を支える経営資源の強化・活用を図り活動の持続的な発展に耐えうるものとする。

また、大阪市立大学との統合による新大学実現に向けた準備、連携・共同化を推進する。

I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

(住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置)

1 大阪府立大学の教育研究に関する目標を達成するための措置

(1) 教育に関する目標を達成するための措置

① 入学者選抜について

- ・アドミッションポリシーの検証を継続的に実施するとともに、それを踏まえた特別選抜入試などの多様な入試を実施し、国内外から様々な学生の受入れを促進する。
- ・高大接続システム改革の方針に基づき、学力だけでなく多面的・総合的な評価を行う入試のあり方の検討を進め、優秀な学生を受け入れるための入学者選抜を実施する。

② 教育目標及び教育内容

- ・学士課程教育の質の向上を図り、全学教員による教養・基礎教育、専門教育の充実に取り組む。特に、教養教育や汎用的な能力及び研究・職業倫理涵養のための科目の充実や、学生の主体的な学修を促進するためアクティブラーニングを活用した科目の拡充に取り組む。
- ・獣医師など専門職種に関する国家試験については引き続き高い合格率を維持できるよう一層の教育内容及び方法の充実に取り組む。
- ・地域再生（CR）副専攻などの地域志向型のカリキュラムに基づく教育を推進する。
- ・学域制の導入結果を踏まえて、教育カリキュラムや課程・コース編成の改正を行う。
- ・大学院課程の教育研究の質の向上を図り、共通教育や高度な研究を通じての専門教育の充実に取り組む。高い専門性と実践力、倫理観を育成する教育を展開するとともに、研究指導の充実に取り組む。
- ・リーディング大学院のプログラムの全学展開等を通じて、産学協同で産業界を牽引する人材の育成に継続的に取り組む。

③ グローバル人材の育成

- ・異文化理解やコミュニケーション力などの基盤となる外国語運用力の向上と国際的な幅広い教養の育成を図るため、外国語カリキュラム充実や各種講座、英語論文指導などの取組を更に強化する。また、英語を使用する科目を増やし、より高度な能力の育成を図る。さらに、大学院課程における海外からの留学生受入れ環境の整備を進め、英語で学位を取得できるコースの拡大につなげる。
- ・海外における実践的能力を修得する機会の拡充を図るため、海外派遣プログラムや海外留学奨学金制度、認定留学制度などの海外への留学支援事業を強化する。また、優秀な外国人学生を受け入れるため、外国人留学生に対する支援制度を充実させ、学生の交流を促進する。

④ 教育の質保証

- ・ 学生の身に付けるべき能力とその到達度を明確化したディプロマポリシー達成のために、適切にカリキュラムポリシーが策定され、そのポリシーに基づいて教育が実施されているかについての検証体制を整備し、継続的に検証する。カリキュラムポリシーに基づく体系的なカリキュラムを整備・充実させるとともに、ディプロマポリシーに基づく適切な成績評価を実施する。
- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、教員の教育力の向上に取り組む。ポートフォリオシステムや学生調査結果を活用し組織的な教育改善に取り組む。
- ・ 科目ナンバリングや英語による授業の導入を推進し、教育カリキュラムの国際通用性を向上させる。また、ダブルディグリープログラム等による学生の受入れ・派遣の拡大を推進するとともに、クォーター制を含め、本学に適切な学期制度の実現に向けた体制整備を進める。

⑤ 学生支援体制等の充実

- ・ 多様な学生への経済的支援、心身の健康支援、各種相談体制の整備等の学生生活を過ごすにあたり必要となる支援を充実する。
- ・ アジアをはじめとする海外からの留学生の受入れ環境づくりを進めるため、留学生へのチューターの配置や生活・経済的支援などの必要となる支援を行う。
- ・ 学生へのキャリアサポートの強化を図り、学士課程の就職率については95%以上を確保する。特に、留学生向け就活セミナーなどのキャリアサポートを充実する。また、就職先企業等における卒業生に対する評価の把握を計画的に実施する。
- ・ 障がいのある学生に対する支援として、合理的配慮の提供を円滑に実施する。
- ・ 学生の学習支援の充実や自主学習環境の向上を図り、学生アドバイザー制度をはじめとする取組やICTの活用などを推進する。

(2) 研究に関する目標を達成するための措置

① 研究水準の向上

- ・ 現代社会における様々な課題の解決やイノベーションに繋がる研究の推進・成果の創出を図るため、経営資源配分のあり方を勘案しながら、先端的な研究や異分野融合による研究を推進するとともに、国際的な共同研究や社会的ニーズに対応した研究を推進する。また、世界的に卓越した研究を推進するため、本学の研究状況を把握し強みのある研究プロジェクトを選定するなど、優先的に支援する研究領域に対する支援を充実させる。このような取組を通じて海外からの研究資金の拡大を目指す。

② 研究体制の整備

- ・研究活動の活性化を図り、若手研究者や女性研究者への研究費支援を実施する。また、研究グループの自発的な組織化を促すとともに、多様なニーズに対応できる体制整備として、引き続き分野横断型の研究体制を拡充する。
- ・国プロジェクトへの共同申請やクロスアポイントメント制度の導入など、諸機関との連携による研究の推進に積極的に取り組む。また、得られた研究成果の効果的な発信を図り認知を得る。オープンイノベーションの推進に向け、オープンサイエンス体制の全学的整備を検討する。
- ・研究の推進にあたり、戦略的な外部資金の活用に取り組む。科学研究費補助金の教員一人あたり新規申請件数については 0.7 件以上を確保するとともに、獲得額の大型化に取り組む。

(3) 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

① 研究成果の発信と還元による産業活性化への貢献

- ・社会的ニーズに対応した研究を推進し、その研究成果の情報発信・企業等とのマッチングを進めるなど、成果を社会に還元する。特許においては、その質の向上を図るとともに、知的財産の充実と活用に取り組む。特に、早期技術移転の観点を踏まえ、年間の国内出願を 80 件程度とし、企業等との共同出願比率 75%程度を確保する。
- ・本学の研究シーズや研究環境、人材育成力等を活用し、産学連携の強化や中小企業ニーズの掘り起こしなどに取り組み、地域産業の活性化に貢献する。教員一人あたりの共同・受託研究件数については、年間 0.7 件以上を確保する。

② 生涯教育の取組の強化

- ・多様で質の高い生涯教育を受ける機会を提供するため、公開講座・セミナー等におけるアンケート等により、実施内容の検証・見直しを行い、府民のニーズの把握に努める。また、適正な受益者負担のもと、全学の知的資源の更なる活用及び学外との連携などにより、体系的でより充実した教育メニューを提供する。履修証明プログラムについては、3 コース以上の開設を目指す。
- ・都市部サテライトでの社会人向け公開講座の実施など、引き続き社会人の学習の場の提供に取り組む。

③ 地方自治体など諸機関との連携の強化

- ・大阪府、府内市町村等との様々な連携の取組を積極的に推進し、「大阪のシンクタンク」として、政策課題等への助言や地方自治体等との共同研究・共同事業などを実施する。
- ・本学の研究成果や技術力、人材育成力などを活用し、大学を取り巻く諸機関と連携し地域課題等に取り組むほか、それらに取り組む人材の

育成を行う。また、学生によるボランティア活動・地域貢献を活性化させる。

(4) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ・外国人教員や海外で学位取得した教員の積極的な登用や、外国人教員の招へいなどにより、国際的な教育研究への理解を深める機会を拡充し、教育研究活動のグローバル化を推進するとともに、学生や教職員の海外派遣の充実に取り組む。また、国際交流会館などを活用しキャンパス内での日常的な多文化交流を活性化させる。これらの取組を通じて、海外への学生派遣数 300 名以上達成を目指す。
- ・大阪府・堺市・近隣自治体の国際化推進施策と積極的に連携しつつ本学の取組を拡充する。引き続き海外の大学・機関との学術交流を通じてのグローバル化を推進し、特に、アセアン地域諸国などのアジアの大学を中心に、研究・留学・インターンシップを通じた学生の相互交流を積極的に進める。また、交流活動の活性化を図り、卒業後も本学との交流を継続する仕組みづくりとして、卒業・修了した留学生や海外在住の同窓会ネットワークなどを構築する。これらの取組を通じて、外国人留学生数 300 名以上を確保する。

2 大阪府立大学工業高等専門学校に関する目標を達成するための措置

(1) 教育に関する目標を達成するための措置

① 入学者選抜

- ・本校の目的及び使命に沿った学生の受入れを促進するため、中学生を対象とした体験入学や学校説明会などの取組をアドミッションポリシーの視点から検証し、より効果的な入試広報活動を進める。また、本科及び専攻科の入学者選抜において、アドミッションポリシーを踏まえた特別選抜入試などを行う。

② 教育目標及び教育内容

- ・本科及び専攻科において、豊かな人間性と社会性を身に付けた実践的技術者を育成するため、高い倫理観の涵養を目的とした一般科目やインターンシップの充実に取り組む。
- ・本科においては実践的技術者教育を充実するため、アクティブラーニングを活用した教育を進め、学生の主体的な学修を促進する。
- ・専攻科においては、PBL教育の検証を継続的に実施し、それを踏まえたエンジニアリングデザイン能力の充実を図る。
- ・専攻科生の研究能力の向上を図るため、府大教員による特別講義や研究室訪問等のあり方を継続的に検証し、最先端の学術研究情報を提供するなど、教育の充実を行う。また、本科においても、府大教員による特別講義の導入や府大へのインターンシップ制度充実に取り組むな

ど、府大との交流機会を拡大する。

③ グローバル人材の育成

- ・グローバル化の進む社会のニーズに即した技術者を育成するため、海外の大学・企業と連携交流を推進し、特に、アセアン地域諸国などのアジアを中心に、専攻科生のインターンシップを通じた学生の交流を積極的に進める。
- ・高専間連携による海外短期留学事業を継続的に実施するなど本科学生に対するグローバルな教育活動を推進する。
- ・府大との連携により、留学生との交流など多文化交流を推進する。

④ 教育の質保証

- ・本科1学科制の教育システムの導入成果を踏まえつつ、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、これに基づくカリキュラム等の検証・見直しを継続的に行い、教育の質向上に取り組む。
- ・教員間連携を中心としたファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、教員の教育力の向上に取り組む。ポートフォリオの活用を推進し、教育活動に対する評価を実施することで組織的な教育改善に取り組む。

⑤ 学生支援体制の充実等

- ・学生への経済的支援、障がいのある学生への支援などの学生支援、また各種相談体制の整備など、学生生活を過ごすにあたり必要となる支援を充実する。
- ・学生へキャリアデザイン支援計画の検証を継続的に実施することによりキャリアサポートの強化を図り、本科・専攻科の就職率については100%の水準を確保する。特に、女子学生へのキャリア支援を含めたキャリア教育の充実を図る。また、就職先企業等における卒業生の評価の把握を継続的に実施する。
- ・学生の多様な進路を確保するために、府大などへの特別推薦を継続する。

(2) 研究に関する目標を達成するための措置

- ・府大との連携を深め、外部の共同研究や各種プロジェクト等への共同申請を継続的に実施するなど、研究グループへの自発的な参加を促すことで、研究能力の向上を図る。
- ・大阪を中心とするものづくり産業の発展に資する研究能力を高めるために、若手教員への研究費配分等のインセンティブを付与することで、若手教員の研究水準の向上を推進する。

(3) 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

① 研究成果の発信と社会への還元

- ・産業界や地域社会に対して、本校の研究成果を効果的に発信するとともに、積極的に技術相談や共同研究等に取り組み、成果を還元する。

② 公開講座や出前授業の推進

- ・本校の知的資源を活かした小・中学生を対象とした出前授業・公開講座のあり方を継続的に検証し、出前授業・公開講座の拡充を図る。公開講座の件数は年間10件から15件を確保する。
- ・本校の教育研究の成果を活かした社会人対象のリカレント教育を検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・理事長・学長を支える理事や副学長の職務を明確化し、理事長・学長がトップマネジメントを発揮できる体制を整備する。また、データに基づいて課題の改善につなげるなどの取組の強化を図る。
- ・大阪市立大学との統合による新大学の実現に向け、法人業務と大学業務の整理を進めるとともに、法人業務と大学・高専業務に対応した組織への見直しを検討する。

2 組織の活性化に関する目標を達成するための措置

- ・府大において女性研究者の在職比率の増加や上位職への登用、キャリア形成支援の環境整備を推進し、女性教員比率21%の達成を目指す。また、優秀な若手研究者の確保・育成を図り、テニュアトラック制度の普及定着を進めるとともに、教員の新規採用の原則国際公募化を実施する。
- ・法人職員の目標管理制度について適正に運用する。また、教職員の年俸制導入の適用範囲を大阪市立大学との統合を見据えて検討する。府大の教員業績評価制度について、適宜、見直しを行い適切に運用する。府大高専においては、教育中心の高専教員の特性に応じた教員評価制度について適正に運用する。
- ・柔軟な組織編制及び人員配置が行える機動的・弾力的な組織運営に努めるとともに、クロスアポイントメント制度を創設し運用する。

- ・組織的な体制のもと、体系的なファカルティ・ディベロップメント（FD）やスタッフ・ディベロップメント（SD）を企画・実施し、教育や法人・大学・高専の業務に関する教職員の能力と専門性の向上を図る。

3 施設設備の有効利用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設の学外利用・料金化などに取り組むとともに、機器の共同利用を推進する。また、スペースチャージ制度の検討・導入を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

- ・国や地方自治体の教育研究資金や、企業等からの共同研究・受託研究による資金などの外部資金獲得に向けた取組を強化し、年間30億円以上を確保する。引き続き、ふるさと納税制度を活用した寄附金募集や卒業生ネットワークを活用した募金活動を展開するとともに、各種料金の適正化を図るなど、自主財源の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・経営指標分析を用いた経営効率化の取組や全学的な業務運営の改善方策を策定し、それを踏まえた予算編成方針・予算配分の見直しを行うなど、経費執行の適正化を推進する。

3 運営費交付金について

- ・運営費交付金については、現状の水準は維持しながら、教育研究に必要となる運営費を確保し、引き続き、自己収入の確保と経費の抑制などに取り組む。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置

1 評価に関する目標を達成するための措置

- ・府大においては、部局及び全学の自己点検・評価を実施し、結果を教育研究活動等の改善に活かす。また、組織的なデータの整理・収集・共有化方法について検討し、大学IR機能の強化に取り組む。

- ・府大高専においては、継続的な自己点検・評価を行うとともに、認証評価及びJ A B E Eを受審し、教育研究活動等の改善に活かす。また、組織的なデータの整理・収集・共有化方法について検討し、高専 I R 機能の構築に取り組む。

2 情報の提供と戦略的広報に関する目標を達成するための措置

- ・シラバス等を含む教育情報や研究シーズなどの研究情報をはじめとする自らの諸活動について広く情報を公開する。オープンアクセスを推進し、オープンデータの具体化にも取り組むことによりオープンサイエンス体制の全学的整備を検討する。
- ・パブリシティに効果的に取り組むとともに、ウェブサイトやソーシャルメディアなどの活用による戦略的な広報活動を推進し、ブランド力の強化を図る。また、様々な学生の受入れを促進する観点からの入試広報の、各種大学ランキングへの成果反映の観点からの情報発信の検討等に取り組む。
- ・支援者や地域における本学への理解をより深めるため、後援会や同窓会等との連携を強化し、学生の諸活動への支援に取り組むとともに、その活動の情報共有や情報発信の充実に取り組む。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

- ・施設整備・保全プランに基づく耐震化や老朽化対策のための改修、及び維持保全・更新など計画的な施設整備を実施する。
- ・良好な教育研究環境を維持するため、計画的な研究・実験機器・システム等の更新を行う。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・教育研究環境の保全のため労働安全衛生法などに基づく安全衛生管理体制や大規模災害等の発生に備えた地域とも連携した防災体制を強化するとともに、各種研修や訓練を実施する。教職員及び学生に対するメンタルヘルスケア対応体制や健康診断・相談体制の充実に図る。

3 コンプライアンス・リスクマネジメントの強化に関する目標を達成するための措置

- ・学生及び教職員等が法令の厳格な遵守に努め、高い倫理観を持って行動するよう、意識啓発等の取組を促進するとともに、不正な行為や様々なリスク事象が発生した場合に対して迅速・的確に対応するため、内部統制機能を強化する。

- ・研究公正の推進と研究費不正使用の防止について、研究公正推進委員会を通じて具体的な取組を実施する。関係規程やハンドブックを学外へ公開するほか、研修等を実施し周知・理解の向上に引き続き取り組む。「研究費の不正防止計画」に基づく取組を徹底する。
- ・情報セキュリティの基本方針等に基づき、情報システムの適切な管理とセキュリティ対策について、情報環境の変化に対応しつつ推進する。また、情報セキュリティ意識の啓発を継続的に実施する。

4 人権に関する目標を達成するための措置

- ・ハラスメント防止ガイドラインの適切な運用を行い、ハラスメントの防止対策を徹底する。人権擁護に係る各種研修を実施するとともに、相談体制の一層の周知と充実に取り組む。

VI 大阪市立大学との統合等に関する目標を達成するために取るべき措置

1 大阪市立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進

- ・大阪府・大阪市・大阪市立大学と連携しつつ、新大学の実現に向け、組織や人事等の具体的な検討・手続を進める。検討にあたっては、学生、卒業生をはじめ関係者から広く意見を聴くよう努める。
- ・新大学の実現を見据えた現キャンパスの課題・方向性について検討する。

2 大阪市立大学との連携の推進

- ・法人業務や大学業務のうち、統合に先行して、連携・共同化ができるものについて、計画的に実施する。

Ⅶ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（人件費の見積りを含む）

平成29年度～平成34年度 予算 (単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	65,620
施設整備費補助金	13,304
自己収入	32,772
授業料及び入学金検定料収入	30,388
雑収入	2,384
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	14,031
計	125,727
支出	
業務費	97,668
教育研究経費	83,264
一般管理費	14,404
施設整備費	13,728
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	14,331
計	125,727

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額66,625百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 30年度以降の人件費の見積りについては、29年度の人件費見積りを踏まえ試算している。

〔大阪府立大学の運営費交付金の算定ルール〕

中期目標期間中、毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する計算方法により算定したもので決定する。

$$\text{運営費交付金} = 1 + 2 + 3 + 4 - 5$$

1 人件費＝「役職員人件費」＋「教員人件費」

- ・「役職員人件費」：管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費所要額。
- ・「教員人件費」：教育研究活動で必要となる教員の人件費所要額。
当該事業年度の役職員数、教員数を基準として算定。

2 教育研究経費＝「教育経費」＋「研究経費」＋「教育研究支援経費」

- ・「教育経費」：学域、学部、大学院の学生に対する教育活動で必要となる経費相当額。
直前の事業年度における経費及び当該事業年度の学生見込数等を基準として算定。
- ・「研究経費」：教員の研究活動で必要となる経費相当額。
直前の事業年度における経費及び当該事業年度の教員数等を基準として算定。
- ・「教育研究支援経費」：教育研究活動を支援する学術情報センター運営費等経費相当額。
直前の事業年度における経費を基準として算定。

3 一般管理費

- ・「一般管理費」：学舎の維持管理等に要する経費相当額。
当該事業年度における経費を基準として算定。

4 特殊要因経費

- ・臨時的経費として、当該事業年度に特に必要な経費。
各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

5 運営費交付金対象収入＝「学生納付金収入」＋「雑収入」

- ・「学生納付金収入」：当該事業年度の入学検定料収入、入学料収入、授業料収入。
入学検定料、入学料、授業料は、当該事業年度の志願者見込数、入学見込数、学生見込数を基準として算定。
- ・「雑収入」：当該事業年度の財産貸付収入、附属獣医臨床センター収入、公開講座収入等。
施設の貸付料収入など過去の実績及び今後の見込を基準として算定。

注) 自主的な取組による増収策や収入増により得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。

注) 運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、大阪府の「予算編成にかかる基本方針」及び「予算編成要領」によっては、再計算された運営費交付金を調整する場合がある。

[大阪府立大学工業高等専門学校^の運営費交付金の算定ルール]

中期目標期間中、毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分により算定したもので決定する。

運営費交付金 = 1 + 2 + 3 + 4 - 5

1 人件費 = 「役職員人件費」 + 「教員人件費」

- ・「役職員人件費」：管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費所要額。
- ・「教員人件費」：教育研究活動で必要となる教員の人件費所要額。
当該事業年度の役職員、教員数を基準として算定。

2 教育研究経費 = 「教育経費」 + 「研究経費」 + 「教育研究支援経費」

- ・「教育経費」：学生に対する教育活動で必要となる経費相当額。直前の事業年度における経費を基準として算定。
- ・「研究経費」：教員の研究活動で必要となる経費相当額。直前の事業年度における経費を基準として算定。
- ・「教育研究支援経費」：教育研究活動を支援する図書館運営費等経費相当額。直前の事業年度における経費を基準として算定。

3 一般管理経費

- ・「一般管理費」：学舎の維持管理等に要する経費相当額。
当該事業年度に必要な経費の額を算定。

4 特殊要因経費

- ・臨時的経費として、当該事業年度に特に必要な経費。
各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

5 運営費交付金対象収入 = 「学生納付金等収入」 + 「雑収入」

- ・「学生納付金等収入」：当該事業年度の入学検定料収入、入学料収入、授業料収入、高等学校等就学支援金収入。
入学検定料、入学料、授業料は、当該事業年度の志願者見込数、入学見込数、学生見込数を基準として算定。
- ・「雑収入」：当該事業年度の財産貸付収入等。
施設の貸付料収入など過去の実績及び今後の見込を基準として算定。

注) 自主的な取組による増収策や収入増により得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。

注) 運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、大阪府の「予算編成にかかる基本方針」及び「予算編成要領」によっては、再計算された運営費交付金を調整する場合があります。

2 収支計画

平成29年度～平成34年度 収支計画 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	121,420
業務費	105,347
教育研究経費	23,853
受託研究費等	10,420
役員人件費	712
教員人件費	54,437
職員人件費	15,925
一般管理費	929
財務費用	5,259
雑損	0
減価償却費	9,885
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	121,420
運営費交付金収益	65,320
授業料収益	22,226
入学金収益	4,122
検定料収益	1,938
受託研究等収益	10,420
補助金等収益	5,522
寄附金収益	1,453
財務収益	24
雑益	2,360
資産見返運営費交付金戻入	1,840
資産見返補助金等戻入	1,456
資産見返寄附金戻入	1,533
資産見返物品受贈額戻入	3,206
臨時利益	0

純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費及び研究費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託研究収益及び共同研究収益を含む。

3 資金計画

平成29年度～平成34年度 資金計画 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	127,230
業務活動による支出	106,707
投資活動による支出	2,718
財務活動による支出	12,236
次期中期目標期間への繰越金	5,869
資金収入	127,230
業務活動による収入	112,399
運営費交付金による収入	65,620
授業料及入学金検定料による収入	30,388
受託研究等収入	10,420
補助金等収入	2,267
寄附金収入	1,344
その他の収入	2,360
投資活動による収入	13,328
施設費による収入	13,304
その他の収入	24
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	1,503

Ⅷ 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額 23億円
- 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XI 地方独立行政法人法施行細則（平成 17 年大阪府規則第 30 号）で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 総合教育研究機構棟新築整備 ・ 生命環境関連整備 ・ 特別高圧変電施設建替え整備 ・ 中百舌鳥学舎環境整備 ・ 高専学舎耐震改修 ・ 小規模改修	総額 13,728	施設整備費補助金(13,304) 運営費交付金(424)

注) 中期目標を達成するため、必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や改修等に伴う臨時的な経費が追加されることがある。

なお、各事業年度の施設整備費補助金及び運営費交付金は、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

質の高い教育研究機能を保持しつつ、教育研究活動の活性化に資する適正な人事制度の運用を図る。

また、教育研究支援の向上に資する観点から事務職員等の適正配置に努める。

（常勤教職員数） 880人程度（統合準備要員は別途配置する）

3 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

教育、研究に係る業務及びその附帯業務

4 中期目標期間を超える債務負担

大阪府立大学

(PFI 的事業)

総合教育研究機構棟新築整備

・事業総額：4,026百万円 ・事業期間：平成17～49年度（33年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	123	123	123	123	123	123	738	2,132	2,870

生命環境科学研究科棟新築整備

・事業総額：13,709百万円 ・事業期間：平成18～50年度（33年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	408	409	409	409	409	410	2,454	8,312	10,766

特別高圧変電施設建替え整備

・事業総額：1,247百万円 ・事業期間：平成18～34年度（17年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	58	58	58	58	58	58	350	354	704

中百舌鳥学舎改修整備

・事業総額：14,075百万円 ・事業期間：平成21～40年度（20年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	1,163	1,285	1,392	1,392	1,308	1,308	7,847	2,871	10,718

大阪府立大学工業高等専門学校

空調機器及び関連設備等一式賃借（その1）

・事業総額：154百万円 ・事業期間：平成17～30年度（14年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
運営費交付金	12	8	0	0	0	0	20	0	20

空調機器及び関連設備等一式賃借（その2）

・事業総額：106百万円 ・事業期間：平成18～31年度（14年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
運営費交付金	8	8	6	0	0	0	22	0	22

高専学舎耐震改修

・事業総額：188百万円 ・事業期間：平成29～40年度（12年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	2	0	19	19	19	19	77	111	188

(参考)

用語集

あ

アクティブラーニング（能動的学習） ※1

一方向性による知識伝達型の学修方法ではなく、学修者が能動的に学修する方法やそのプロセス。問題解決能力、批判的思考力、コミュニケーション能力といった汎用的能力の育成を図ることが期待される。一般に、教室内ではグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等が、教室外でも共同学習、ケーススタディを使うなどの発見学習、調査学習、体験学習などがある。読書や作文、あるいは授業の内容を分析したり、まとめたりする行為も能動的に行う学修である。

アドミッションポリシー（入学者受入方針） ※1

各大学・学部などが入学志願者や社会に対し、その教育理念や特色などを踏まえ、教育活動の特徴や求める学生像、入学者の選抜方法などの方針をまとめたもの。入学者選抜や入試問題の出題内容にはこの方針が反映されることとなっている。機構の認証評価では、大学等に対し、アドミッション・ポリシーの策定・周知を求めるとともに、実際の受入学生の状況を通じてポリシーの実効性について評価を行う。

IR（インスティテューショナル・リサーチ） ※1

高等教育機関において、機関に関する情報の調査及び分析を実施する機能又は部門。機関情報を一元的に収集、分析する事で、機関が計画立案、政策形成、意思決定を円滑に行うことを可能とさせる。また、必要に応じて内外に対し機関情報の提供を行う。

エンジニアリングデザイン

数学、基礎科学、エンジニアリング・サイエンス（数学と基礎科学の上に築かれた応用のための科学とテクノロジーの知識体系）および人文社会科学等の学習成果を集約し、経済的、環境的、社会的、倫理的、健康と安全、製造可能性、持続可能性などの現実的な条件の範囲内で、ニーズに合ったシステム、エレメント（コンポーネント）、方法を開発する創造的で、反復的で、オープンエンドなプロセスである。

オープンアクセス

学術論文に対して誰もがインターネット等を介して、無料でアクセスして利用できるようにすること。

オープンイノベーション

新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を

図ること。

オープンサイエンス

公的研究資金で得られた研究成果である科学研究データの共有、相互利用を目的とし、オープン化された研究成果やデータを分野、国境を越えて活用すること。

か

学生アドバイザー制度

アドバイザー（教員）が学生の修学、進路、家庭、課外活動その他学生生活全般についての相談に応じるとともに、指導又は助言を行う制度。大阪府立大学において導入している制度の名称。

科目ナンバリング ※1

授業科目に学問分類と学修のレベルを示したコード（アルファベットと番号）を付すことで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。学生が授業科目を選択する助けとなる。また、他大学との単位互換の際に、互換する科目の位置づけの理解を容易にする利点もある。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針） ※1

教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめたもの。この方針の策定に当たっては、教育課程の体系化、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化等について留意することが必要である。機構の認証評価では、同方針について明確に定め、それに基づいて教育課程が体系的に編成され、その内容、水準が授与される学位名において適切であるかどうかを評価する。

セメスター制／クォーター制 ※2

ひとつの授業を1年間通じて実施する通年制における前期・後期の区分とは異なり、ひとつの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度。日本の多くの大学で、1年を2学期に分けるセメスター制が導入されている。また、一部の大学では、海外大学の学事暦に対応するなどの目的で、1年間を4つの学期に分けたクォーター制が採用されている。

グローバル人材 ※1

世界的な共生が進む現代社会において、国や国際社会・経済の発展のために育成することが重要な人材の概念。語学力にとどまらず、主体的に物事を考え、異なる文化や歴史をもつ人々に自らの考えを伝え、理解しあえること、また、相手の強みを理解し、既存の価値観にとらわれずに新たな価値を生み出せること、地球規模の

視点を持つことといった概念が含まれるとされる。政府の「グローバル人材育成推進会議」では、我が国が今後育成・活用していくべきグローバル人材の概念として、以下の要素が含まれると整理している。

1. 語学力・コミュニケーション能力
2. 主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
3. 異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

クロスアポイントメント制度

研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、一定のエフォート管理の下で、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発及び教育に従事することを可能にする制度。

高大接続システム改革 ※1

義務教育までの成果を確実につなぎ、それぞれの学校段階において「生きる力」「確かな学力」を確実に育み、初等中等教育から高等教育まで一貫した形で、一人ひとりに育まれた力を更に発展・向上させるため、高等学校教育改革、大学教育改革及び大学入学者選抜改革をシステムとして、一貫した理念の下、一体的に行う改革。2014年12月の中央教育審議会答申で提言されるとともに、2015年1月に国としての具体的な改革実行プランが策定され、2016年3月の高大接続システム改革会議による「最終報告」を踏まえ、文科省において具体的な検討が進められている。

さ

質保証 ※1

高等教育機関が、大学設置基準等の法令に明記された最低基準としての要件や認証評価等で設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関係者のニーズの充足といった様々な質を確保することにより、高等教育の利害関係者の信頼を確立することを指す。国境を越えた教育提供の活発化等による国際的競争環境下における高等教育の質保証についても重要な要因となっており、大学設置認可制度等の事前規制、自己点検・評価や認証評価制度等の事後評価等を通じて、高等教育の国際化に対応するため、高等教育機関の質の向上や多様化・個性化の推進とともに、それぞれの制度自体の改善向上も重要となっている。

JABEE（日本技術者教育認定機構） ※2

技術系学協会と密接に連携しながら、大学等高等教育機関で実施されている技術

者教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかの審査・認定を行う非政府団体。

シラバス ※1

学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業科目名、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件などが記載されている。また、教員相互の授業内容の調整や、学生による授業評価などにも使われる。

スタッフ・デベロップメント（SD） ※1

大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修などの取組みの総称。

スペースチャージ制度

教育・研究施設の使用において単位面積あたりの料金を設定し、使用面積に応じた料金を徴収することにより、施設整備に必要な財源などを確保する取組み。

た

ダブルディグリー（複数学位制度） ※1

複数の国内外の大学が、単位互換制度を利用して、学生に一定の期間において学習プログラムを修了させることにより複数の学位を授与するもの。なお、一般的に、ダブル・ディグリーは複数の教育機関が、共同で作成したカリキュラムの修了要件に基づき複数の学位を授与するものを指す。

地域再生（CR）副専攻

文部科学省による「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」における教育プログラムとして、地域志向人材の育成を推進するために平成27年度に開設した副専攻教育課程の名称（CR＝地域再生Community Regeneration）。

この副専攻では、学士課程学生が地域課題に向き合う実質的学修を進め、最終目標として、地域における課題を発見し、その課題解決に向けたプランを構築する力、さらにプラン実現に向けたプロセスをマネジメントできる能力の育成を目指す。

チューター

学生への学習助言や教授の補佐を行う者。大阪府立大学では在学する外国人留学生を対象に、大学が委嘱したチューター（大学院学生等）が、留学生の学習・研究・

生活などについて個別に助言支援を行っている。

ディプロマポリシー（学位授与の方針） ※1

学位授与に関する基本的な考え方について、各大学等が、その独自性並びに特色を踏まえ、まとめたもの。この方針において、卒業（修了）生に身に付けさせるべき能力に関する大学の考えを示すことにより、受験者が大学を選択する際や、企業等が卒業（修了）生を採用する際の参考となる。機構の認証評価では、同方針について明確に定めそれに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され有効なものとなっているかを評価する。

テニュアトラック制度 ※1

教員組織の活動の活性化を図るための措置として、若手研究者が自立した研究者としての経験を一定期間積んだ上で厳格な審査を実施し、その間の業績や教員・研究者としての資質・能力が高いと認められた場合に、任期を付さない職を与える仕組み。

な

認証評価 ※1

文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、大学、短期大学、高等専門学校及び専門職大学院の教育研究活動等の状況について、各認証評価機関が定める評価基準に基づき行う評価。大学等は政令で定められた期間ごとにいずれかの認証評価機関を自ら選択して認証評価を受けることが義務付けられている。

は

PBL ※2

プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

ファカルティ・デベロップメント（FD） ※1

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取組みの総称。その意味するところは広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催な

どを挙げることができる。大学設置基準により、FD 活動の実施が義務化されている。

ポートフォリオ ※1

一般には、評価対象の活動及びその活動や業績に対する自己省察などの記述を一定の期間にわたり収集・蓄積した記録で業績を裏付けるもの。記録をとり、評価をすることにより改善、情報共有などに活用される。高等教育における活用の具体的な例として、学生が自身の学修過程や各種の学修成果を収集・記録するための学修ポートフォリオ、教員が自らの授業や指導といった教育面についての業績や努力を記録するティーチング・ポートフォリオ、教育面に加えて研究、サービス活動という教員個人の業績を自己省察しながら記録するアカデミック・ポートフォリオなどがあげられる。

ら

リーディング大学院プログラム

（博士課程教育リーディングプログラム）

優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を実施し、最高学府に相応しい大学院の形成を推進する、文科省による支援事業。

大阪府立大学では大阪市立大学との共同申請により「システム発想型物質科学リーダー養成学位プログラム（SiMS）」として平成 25 年度に採択された。

本プログラムは、高度な学術研究成果を産業の開拓に強みに結びつける高い企業マインドを持って「基礎から実用展開への生きたリンク」を構築し、「ことづくり」の発想から深い物質科学基礎力を活かすことによって階層融合的な研究戦力をデザインできる、「システム発想型」物質科学リーダーであり、かつ自らの研究をイノベーションに結びつける突破力、自らの発想を世界に根付かせるリーダーシップと国際発信力を兼ね備えた人材の養成を目指す。

リカレント教育

義務教育または基礎教育の修了後、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働、余暇など）を交互に行う教育システム。

履修証明プログラム ※1

各高等教育機関が、当該機関の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、

これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できる制度。各大学等における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進するための制度であり、2007年12月26日施行の学校教育法改正により導入された。このプログラムには、このために特別に編成された課程のほか、各機関の授業科目や公開講座を含むことができる。

【出典】 下記より抜粋引用

(独) 大学改革支援・学位授与機構

※1 「高等教育に関する質保証関係用語集」

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/no17_glossary_4th_edition.pdf

(但し、「高大接続システム改革」については一部追記)

※2 「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告 用語解説」

http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daijaku/hyouka/h_27/